



## 協 定 書

新潟市（以下「甲」という。）と一般社団法人 新潟市環境整備推進機構（以下「乙」という。）は、甲が令和3年3月に策定する新潟市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画（以下「合理化計画」という。）及び乙が策定する事業再編計画を履行するにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）に基づく合理化計画と事業再編計画を適正かつ円滑に履行するために必要な条件を定めることを目的とする。

### （協定期間）

第2条 協定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （条件）

第3条 第1条の条件は、次のとおりとする。

- （1）乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業再編計画に基づく報告書を提出し、甲は確認を行うものとする。
- （2）前条に規定する期間における支援策については、合理化計画の9. 合理化事業の内容（4）実施方法を合意事項とするものとする。
- （3）乙は、甲に委託料の用途を毎年度報告するものとする。

### （提出書類）

第4条 前条第1号に規定する確認を行うため、乙は毎年度末に存続する法人に係る次の書類を甲に提出するものとする。

- （1）定款及び登記事項証明書
- （2）従業員名簿
- （3）車両名簿

ア 車両毎に、前方・後方・側面の3点の写真を添付すること

イ 車両毎に、車検証の写しを添付すること

(4) 決算に係る財務諸表

2 前条第3号に規定する報告は、予算・決算等に係る財務諸表など使途が明確になる書類を提出するものとする。

(協定の変更、中止等)

第5条 本協定に関し、合理化計画又は事業再編計画の内容を変更するときや、特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 合理化計画又は事業再編計画の履行が困難となったときは、本協定を中止する場  
合がある。

(協議事項)

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項は、甲及び乙  
が協議し定めるものとする。

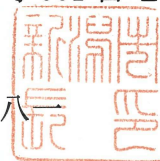
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各  
自1通を保有するものとする。

令和3年3月10日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 中原 八



乙 新潟市南区大通黄金3丁目1番27号

一般社団法人 新潟市環境整備推進機構

代表理事 佐藤 淳

